

# 宋代の紙幣

## ——中国紙幣の源流——

軍 司 裕 昭

### 目 次

- 1 はじめに
- 2 中国紙幣前史
  - (1) 中国における「手形」の誕生
  - (2) 中国における「為替手形」の源流
  - (3) 中国における「約束手形」の源流
- 3 宋代の経済発展と「信用通貨」
  - (1) 宋の国情の特色
  - (2) 「交子」出現の背景
- 4 宋代の紙幣の種類と形態
  - (1) 宋代の紙幣の種類
  - (2) 宋代の紙幣の形態
- 5 宋代の紙幣の発行と流通事情
- 6 むすび

### 1 はじめに

現在、地球上において用いられている貨幣の主体は紙幣である。

しかも、そのほとんどが、「国家貨幣」としての性格と機能を有する「中央銀行券」であり、これらは国家から賦与された「独占権」に基づいて発行され、「専一流通」が認められている。

つまり、現代経済社会は「紙幣本位」社会なのである。

我国および西欧諸国にあっては、「公的紙幣」が登場をみるのは、概ね17世

紀以降であった。

しかしながら中国にあっては、「公的紙幣」の登場は極めて早く、11世紀には、その登場が確認できるのである。

それは宋代であり、次の元代には、典型的な「紙幣本位」国家が確立した。

小稿では、まず、世界史上、最初に、制度的に完備した「国家紙幣」を登場させた宋王朝の政治・経済の特色を振り返り、それらの通貨制度への影響を考察し、あわせて、その「貨幣史上の意義」を明らかにしたい。

## 2 中国紙幣前史

11世紀の中国において、世界最初の「<sup>(1)</sup>公的紙幣」は登場し、使用されるに至った。

これについて説明する前に、まず、中国において、紙幣が登場し、使用される以前の唐代までの「<sup>(2)</sup>信用取引手段」の発生と発達の状況について概観しておくこととする。

### (1) 中国における「手形」の誕生

中国における貨幣の流通の「はじまり」は、殷・周の時代まで溯ることができる。

しかしながら、それが制度的完備をみたのは、秦・漢の時代であった。

その後、「魏・晋・南北朝時代」を経て、隋による中国の統一、そして隋王朝による「江南地域」の開発と「大運河」の建設・整備による商品経済の発達、次の唐代における急激な経済発展等々によって、貨幣は、中国社会における流通量を高めた。

この結果、商品取引量は、著しい増大をみたが、その一方で「代金支払い」に当てる為の銭貨および金・銀の使用量も増大し、商品取引当事者間において、しだいに不便なものとなりはじめた。なぜならば、銭貨・金・銀などの金属は重量があり、遠隔地間の送金という面で「安全性」と「便利性」に不都合が存

在したからである。

こうした「不便・不都合」を打開することを目的として、唐代には「交換手段」として「手形」などの証券が利用されるようになった。

「手形」とは、一定の金額を、一定の時期に、一定の場所で支払うべきことを記載し、<sup>(3)</sup> 著名・押印された証券をいう。

中国の「手形」は唐代に、その発達が確認され、ヨーロッパにおける「手形」が、<sup>(4)</sup> 12世紀から13世紀頃に入って、ようやく登場をみたことと対比すると異例に早いといえる。

「手形」の流通は、ある程度、貨幣経済および商品経済が発達していなければ不可能であり、唐代における「手形」の流通は、当時の中国経済が、世界の如何なる地域経済よりも発展していたことを裏付けている。

なお、唐代の「手形」には、すでに「為替手形」・「約束手形」・「小切手」の三種類が存在した。

## (2) 中国における「為替手形」の源流

唐代までの「信用取引手段」のうち、ここでは、「為替手形」の出現・発行・発達について論述することとする。

「為替手形」には、振出人（「手形」の発行者）・受取人・支払人の三者が存在し、振出人が、第三者たる支払人に對し額面額を支払う「信用証券」である。

唐代にあっては「飛銭・便換」、宋代にあっては「飛銭・便錢」と呼ばれ、とりわけ、唐の「飛銭」と、宋の「便錢」は「送金為替」として民間における「信用度」が高く、当時の商業資本の成長に大きく貢献した。

唐の「飛銭」は、「交換手段」として銅銭および絹帛が高い価値を有していたにもかかわらず、携帯上の「不便」と「安全上の問題」から、この打開策として始められた。

具体的には、国都・長安（現在の西安）と生産地との間を往来する大商人たる「茶商」によって「信用の手段」として利用されたことにはじまる。「茶商」は、京師の官衙たる進奏院もしくは諸軍・諸使・その他旅行目的地に取引関係

## 宋代の紙幣(軍司)

の強い富豪などに現金を払い込み、これと引換えに「飛銭」を受領し、目的地の官衙および在地富豪に対し「飛銭」を渡し、現金を受取ったのである。

### 「新唐書・卷五十四・食貨志四」に

「憲宗(唐・第11代皇帝・在位805年~820年)は、錢の少なきを以て、復た銅器を用ふるを禁ず、時に商賈(商人)は京師(都・長安)に至つて、錢を諸道の進奏院及び諸軍・諸使・富豪に委ね、以て軽装して四方に趨き、券を合せて乃ちこれを取る、飛銭と号す・・・・」

とある。

これを「飛銭」と称するのはおそらく「送金」に便利で「飛ぶように早い」<sup>(5)</sup>という意味からきたものと思われる。

この制度は、歴史上、憲宗の頃からあらわれてくる。前掲の「新唐書・食貨志」の記事は、元和6年(811年)のことであるが、この頃には相当普及して<sup>(6)</sup>いた様子であることから、すでに憲宗以前から存在したと考えられる。

「為替手形」は、その目的上、短期間に現金化される為、「信用証券」としての効用は短期間に限定される。さらに、振出人・受取人・支払人の三者間に限られて使用されることから、社会的に普遍化することは無かった。

しかしながら、貨幣および商品経済の発展とともに、流通界における「手形」は、必然的に、その「信用の効用」を地理的かつ時間的に拡大していくもので、この結果、「為替手形」から「約束手形」への発展があらわれる。商品の流通量の増大とともに、「約束手形」に対する需要も増し、「信用の効用」は、ますます拡大される。これと同時に、「手形」は「通貨的性格」を有しあはじめる事となる。後に詳述する「四川交子」が、その具体例として挙げられよう。

### (3) 中国における「約束手形」の源流

ここでは、唐代までの「信用取引手段」のうち、「約束手形」および「小切手」について説明する。

中国における「約束手形」の起源について加藤繁博士は、著書「支那経済史

考証・下巻」の22ページ「交子の起源について」において、

「唐代、長安その他の大都市に櫃坊というものがあって、人の錢物を預かることを業としていた。

櫃坊に物を預けるのは、安全に保存されるのを願う為であるが、その他、預入れ人の名儀を書きかえて見錢（現金のこと）授受の煩を省こうとする事もあった。

櫃坊に財を預ける場合、その預り証が見錢と同様に重んぜられたことはいうまでもない。」

と述べて、唐代に櫃坊が発行した「預り証」が、流通界において一種の「約束手形」として利用されていたことを明らかにしている。

また、河原由郎博士は、その著書「宋代社会経済史研究」の17ページ「北宋期における手形の研究」において、櫃坊の有する「金融機能」を2点挙げておられるので以下に、それを紹介しておく。

#### [櫃坊の「金融機能」その1]<sup>(7)</sup>

「櫃坊の社会的信用の増大に伴い、預金者に対して発行する預り証たる  
帖（または帖子）が現金にかわって、支払い証券として決済に活用され、約束手形としての機能をもつにいたった。」

#### [櫃坊の「金融機能」その2]<sup>(8)</sup>

「預金者との資金関係の派生によって、当然の結果として預金者が資金を預託し、一定の金額の支払いを櫃坊に依託することによって、預金者が振り出した帖が、同じく支払い証券として、一覧払いの小切手の機能を持つにいたった。」

このように、唐代の貨幣・商品経済の発展にともなって、櫃坊が発行した「預り証」は、「約束手形」および「小切手」としての性格を濃くし、当時の中国社会の中で広く流通していたものと考えられる。したがって、貨幣・商品経済が、唐代以上に発展し、「重商主義的傾向」が強まった宋代には、この傾向が、より進んだと判断できる。

わが国が、貨幣史的時代区分の中で、まだ「古代」に属していた時期に、中

## 宋代の紙幣(軍司)

国にあっては貨幣・商品経済が高度に発展し、必然的に「信用取引手段」も発達を遂げ、「手形」が広く流通していた事実は注目に値する。

貨幣史的立場でみた場合、わが国が、中国の唐代のような様相を呈するのは、中世末期なのである。

さて、ここで「手形」と「紙幣」の概念的分離を行なっておくこととする。

これまでに述べてきた「為替手形」・「約束手形」等の「手形」と、「小切手」などの「有価証券」が、貨幣的機能を有するものであることは、ここで再度説明する必要は無いであろう。また、これらを「廣義の貨幣」と考えることも、一応可能である。

しかし、「手形」・「小切手」等は、「紙幣」と同じ「紙券」ではあっても明確な区別を与えておく必要がある。

まず「手形類」であるが、これは特定の商取引に基づいて、特定の人々の間の決済手段として発行される。仮に、転々と流通したにせよ、そこには諸種の条件すなわち「関係者名、期限、利率等」が特定されている。

一方、「紙幣」は、一応「約束手形」の様式を採ってはいるが、「無記名、流通範囲は不特定」で発行され、「交換の媒介手段・価値の尺度・価値の保存手段」<sup>(9)</sup>といった貨幣としての機能を有するものをいうのである。

すなわち、「手形」が発展・独立して通貨として、一般社会から是認され普遍化したものを「紙幣」というのである。

## 3 宋代の経済発展と「信用通貨」

### (1) 宋の国情の特色

「五代十国時代」最後の王朝・後周の世宗が死去すると、中国国内の政治的不安定を好機として、契丹（遼）軍が南下をはじめた。

この時、防衛軍の将帥として出撃した後周の趙匡胤（のちの宋の太祖・在位960～976年）が、部下から擁立されて、960年に宋（北宋・960～1127年）を建国した。

その後、中国は、太祖の弟たる趙匡義ちょうきょうぎ（宋の太宋）によって、979年に、ほぼ統一された。

宋は、統一を維持する為に「文治主義」を採用した。文官の地位を高め、皇帝の権力を強化し、中央集権制を確立した。

一方、唐王朝弱体化の原因となつた地方の軍閥・節度使から軍事・行政権を取りあげ、皇帝直属軍の強化が行なわれた。<sup>(10)</sup>

中国が統一され、平和な時代が到来すると国家を運営する実務能力を持つ有能な文官の必要性が高まつた。宋王朝は、これに対応する為に「科挙」の改革に着手した。「科挙」と呼ばれる官吏登用試験制度は、隋・唐の時代から行なわれていたが、隋・唐代の「科挙」制度には、「皇帝権力」を強化するという面で問題があつたのである。唐代にあっては、試験官には「名族」が選ばれ、皇帝自らが、「試験」を行なうようなことは無かった。この為、唐代の「科挙」においては、試験官と、及第した「新進士」との間に、密接な「師弟関係」が生まれ、この関係は「政界」にまで持ち込まれ「派閥抗争」の主因となつたのである。こうした「試験制度」下にあっては、「新進士」は、試験官に対して「恩」を感じても、皇帝に対しては、これを感じず、結果的に皇帝への忠誠度は弱まつたのである。

これを是正する為に、宋王朝は「殿試」でんしを導入し、「科挙」の最終試験は、皇帝自身が行ない、受験者の及第が決定されることとなつた。これにより、官吏は、皇帝によってその資格を与えられ、身分が保証されることとなり、この結果、皇帝に対する官吏の忠誠度は高まり、皇帝の権力が強化されたのである。

以上のように、宋代においては皇帝権力と中央集権が強化された為、政治・社会は安定し、これを背景に経済も大いに発展を遂げることとなつた。

「新興地主」は、自らの莊園を佃戸と呼ばれる農奴的小作人に耕作させが、こうした「小作制」の発達は、農業生産を増大させ、余剰生産物の商品化と商取引の活発化をもたらした。また、宋代には、景德鎮で陶磁器の生産もはじめられた。そのほか、桑の栽培が普及し、絹織物業が発展した。

こうしゅう りんあん 広州・臨安（南宋時代の国都・現在の杭州）・こうしゅう めいしゅう 明州（のちの寧波）・ニンポウ 泉

## 宋代の紙幣(軍司)

州<sup>(14)</sup>などには、貿易を監督する「市舶司」<sup>(15)</sup>が置かれ、頻繁に来航するアラビア人ととの間で「官貿易」が盛んに行なわれた。

こうした農業生産力の増大と外国貿易により、国内では、特に、塩・米・茶・絹などを扱う商人が活躍した。

都市は、従来は「政治都市」としての性格が強く、商業も特定の区域に限定されていたが、宋代には、こうした「制限」が撤廃され、都市は「商業都市」として発展を遂げた。

都市の商工業者は「行<sup>(16)</sup> (商人対象)」・「作<sup>(17)</sup> (手工業者対象)」と呼ばれる「同業組合」を組織し、重要な商品の製造・販売を独占した。

一方、契丹<sup>(18)</sup>および西夏<sup>(19)</sup>の度重なる侵入に対応する為に、大量の軍需物資の調達が必要となり、商人の活動が活発化した。

以上のような、宋代における農業・工業・商業・外国貿易の発展は、「金融業」の発達を促進し、他方では貨幣需要を増大させた。

この結果、宋王朝は、統一的貨幣制度を確立し、史上未曾有の大量の銅錢を鋳造することとなった。統一的貨幣制度成立の為には、「中央集権的官僚国家組織」が確立していることが必要であるが、宋代は、この要件が充たされていたのであった。

北宋<sup>(20)</sup>の第六代皇帝・神宗（在位1067～1085年）の時、銅・鉄両錢の年間鋳造量は、中国歴代王朝中最高の五百数十万貫文（うち銅錢は五百万貫文）に達したといわれる。

このように、宋代においては大量の銅錢が鋳造されたが、一方では、かなりの量が海外に流出した。中国では、錢貨の海外流出が、しばしば過度となり、また、前述のように宋代に入って経済が急速に発展を遂げ、貨幣需要が高まり、さらに鋳錢原料たる銅の不足の結果、流通する錢貨が不足（「錢荒」と称した）を招いた。錢貨の輸出は、すでに唐代から禁止（「錢禁」と称した）されてきたが、北宋以降も、だいたいこの方針が守られた。

とりわけ宋錢は、日本を含む東アジアの諸国から、南洋・インド洋周辺地域<sup>(21)</sup>・回教圏にまで広範囲に密輸され、宋は「アジアの鋳錢所」の観を呈した。

銭貨の流通量の不足を補う目的から、宋は、しばしば鉄錢や折二錢・折十錢・当五錢などの「名目貨幣」を発行した。

## (2) 「交子」出現の背景

前述のような銭貨流通量の不足を補う為に宋代には「交子」と称する世界最初の「公的紙幣」が出現した。

「交子」は、「宋史・食貨志・下三 会子」に、

「真宗（第三代宋皇帝・在位997～1022年）の時、張詠（益州の知事）蜀に鎮たり、蜀人の鐵錢重く貿易に便ならざるを患へ、質剤（交易の証文）の法を設け、一交一縉<sup>ひん</sup>、三年をもって一界となし、しこうしてこれを換う、六十五年二十二界たり、これを交子という、富民十六戸これを司る」

、とある通り、宋の初期に、四川省成都の有力な商人16名が、公的な承認を得た上で共同で発行した「証券」である。当初は、「券面」に記入される金額は、請求者の要望に応じていた為「不定」であった。前述の「宋史・食貨志・下三」にあるように、真宗の頃から、「一交子」は「一貫文（つまり一縉・一千文）」と規定され、<sup>(19)</sup>「流通期限」も3年に限定されたようである。

「交子」発行の目的は、商取引当事者間における現金授受による「不便」を省くことで、現金が必要となった際には、「発行元」に、「交子」を持参すると、一貫文につき、三十文の割合で「手数料」が差し引かれ換金された。

これらのことから、「交子」は、その発行当初は「約束手形」的性格を持つ「民間紙幣」であったといえる。

益州の知事であった張詠が、この制度を定めたわけであるが、「通用期限」を「界」と称することは、以後、長期にわたり宋代の「紙幣制度」に採用された。

さて、世界最初の「公的紙幣」は、何故に宋代の四川地域において誕生したのであろう。蜀つまり四川地域は、中国の西方に位置し、周囲を山岳地帯に囲まれ、一大盆地となっており、地勢上、他の地域から孤立している。

## 宋代の紙幣(軍司)

(20)

この地域では、鉄は産出するが、銅はあまり産出しなかった。鑄貨の材料の量的確保の必要と、山岳地帯を経由して重量のある鑄貨を域外から搬入する不便により四川地域では、前漢と後漢の間の王莽の時代から<sup>(21)</sup>鉄錢の鑄造と流通がはじまっていた。

宋の国初にあっては、その正貨は銅錢であったが、一部の「特殊地域」たる四川、及びのちには陝西・河東方面でも鉄錢が正貨として流通した。これらの「特殊地域」には、正貨たる銅錢の流入は厳重に禁止された。

これらの「特殊地域」は、いずれも周辺諸国に隣接した地域であることに注目する必要がある。宋王朝が、その西方および北方の国境地帯に鉄錢行使区域を定めた目的は、国内で不足している銅錢が、周辺諸国に流出することを防ぐことであった。周辺諸国（契丹・西夏・金および西方諸国）の欲するものは、あくまでも銅錢であり、けっして鉄錢ではなかったのである。

銅錢の国外流出防止の為、鉄錢行使区域が設置されたわけであるが、これは、使用する側にとって非常に不便なものであった。なぜならば鉄錢は銅錢と比較して重量が重く、また、価値が低かったのである。<sup>(22)</sup>鉄錢は、同形の銅錢に対して十分の一から、のちには二十分の一の値（交換比率）を持つにすぎなかつたのである。<sup>(23)</sup>こうした鉄錢の持つ悪条件に加え、四川地域における鉄錢の鑄造は年々減少する有様であった。<sup>(24)</sup>その上前述のように、他地域から四川地域への銅錢の流入は厳禁されていたことから、四川地域では年々通貨が不足する事態となつた。

このような鉄錢の持つ多くの悪条件と通貨の不足を緩和する為に、四川の民衆が発明したものが「交子」であった。

当初、「約束手形」的な「民間紙幣」であった「交子」は、天聖から慶曆（1022～1048年）ごろから、宋政府が、その発行権を吸収し、政府発行の「約束手形（国債証券）」に変化させ、ついには「国家紙幣」としたのであった。これらは、実際には、全くの「不換紙幣（財政貨幣）」で、濫発されることが多く、その弊害も少なくはなかった。しかしながら、宋代において「紙幣」は盛んに流通した。このことは、当時の宋王朝が、「中央集権的官僚国家」とし

て、強力な国内統制力を有していたことを示している。

なお、南宋では北宋と異なり、「紙幣(会子)<sup>かいし</sup>」が主要通貨となった。これにともない銅錢の鑄造量は北宋期に比べ、年間十万貫前後と激減した。

## 4 宋代の紙幣の種類と形態

### (1) 宋代の紙幣の種類

これまで述べてきたように、宋代、中国の四川地域における「交子」の発行が、「民営」から「官営」に移行した時、世界初の「公的紙幣」が、この地球上に誕生した。

この節においては、「官営」に移行した以後の北宋・南宋の「紙幣」の「種類」についてみておくことにする。<sup>(25)</sup>

#### ①「北宋期・四川地域の交子・錢引」

宋の第四代皇帝・仁宗（在位・1022～1063年）の天聖2年（1024年）から印刷が開始された。「発行元」は「益州交子務」で、四川地域を中心に流通した。

前述のごとく、「交子」は、当初「民間紙幣」であったが、濫発に起因して「市場価値」が下がり、民衆の受けける損害が深刻化し、社会および経済的混乱が拡大した為、これを鎮静化させる目的のもとに「官営」に移行した。

#### ②「北宋期・陝西・河東地域における交子・錢引」

宋政府が、頻繁に来襲する西夏を撃退する「戦費」を調達する為に、陝西路（現在の陝西省）および河東路（現在の山西省）において発行した。

この地域では、前後4回にわたり「交子」が発行されている。

#### ③「南宋期・四川地域の錢引」

南宋の初代皇帝・高宗（在位・1127～1162年）の建炎2年（1128年）から南宋の滅亡まで、四川地域において発行され、流通した。

## 宋代の紙幣(軍司)

### ④「南宋期の東南会子」

当初は「見錢闕子」と呼ばれ、政府が、「御用商人」に対し、「支払い用」に用いた「約束手形（十貫文～百貫文までの間で五種を用意）」であったが、南宋の初代皇帝・高宗の紹興末年に、「東南会子」という「政府紙幣」に改変された。

南宋の東南地域、つまり現在の揚子江以南の地域（現在の浙江省、江西省、福建省、広東省、広西省）において流通した。北宋期にあっては、これらの地域には、「紙幣」は行使されず、銅錢が流通していた。しかし、南宋期以降、これらの地域は、「東南会子」の「流通区域」となった。

「東南会子」の母体は、銅錢にあった点に注意を要する。さらに、「会子」と銅錢の交換比率は「一対一」つまり等価とされた。

この「東南会子」は、南宋期に発行された「紙幣」の中核となった。

### ⑤「南宋期の両淮交子」

南宋第二代皇帝・孝宗の乾道2年（1166年）に印刷され、両淮地域（現在の淮河と揚子江の間にある江蘇省・安徽省地域）に行使された。

「両淮交子」は、両淮地域にのみ通用が限定されていた。

### ⑥「南宋期の湖北会子」

南宋第二代皇帝・孝宗の隆興元年（1163年）に、湖北総領使・王班が、備蓄されている軍事費を「兌換準備金」として、「直便会子」を印刷した。

王班は、これを京西路および荆湖北路にある襄陽（現在の湖北省・襄陽）、郢州（現在の湖北省・鍾祥県）、復州（現在の湖北省・沔陽県）地域に行使した。

これが「湖北会子」のはじめである。

### ⑦「南宋期の閩外銀会子」

呼称が「銀会子」であることから、「兌換準備金」が「銀」であるように思われるが、実際には「四川錢引」を背景とした「不換紙幣」であったようである。

「四川錢引」の「補助会子」と理解してよい。

これは、河池地域つまり利州西路北池縣（現在の漢中付近）で行使された。

#### ⑧「南宋期の鉄錢会子」

南宋第二代皇帝・孝宗の隆興元年（1163年）に発行された。

前述の「関外銀会子」と同様、「四川錢引」の「補助会子」として生み出されたものである。

これは、利州東路の興元府（陝西省）、金州（陝西省）、洋州（陝西省）地域で行使された。

以上のように、北宋および南宋期には、各種の「公的紙幣」が、「流通地域」を限定されて行使されたのであった。

なお、この節の最後となってしまったが、ここで「交子」と「会子」の違いについて述べておくことにする。

「交子」も「会子」も、同様に「紙幣」であるが、「兌換準備金」に違いがあるのである。

つまり、「交子」の「兌換準備金」が「鉄錢」にあるのに対して、「会子」の「兌換準備金」は、「銅錢」なのであった。

「兌換準備金」の違いに起因して、両者の「呼称」は分けられ、その「通用地域」も限定されたのである。

### （2）宋代の紙幣の形態

前節において列挙した北宋、南宋期における「紙幣」の「発行・流通事情」については、次の「5. 宋代の紙幣の発行と流通事情」において詳述することとして、ここでは、「世界最初の紙幣」たる宋代の「紙幣」の形態についてみておくこととする。

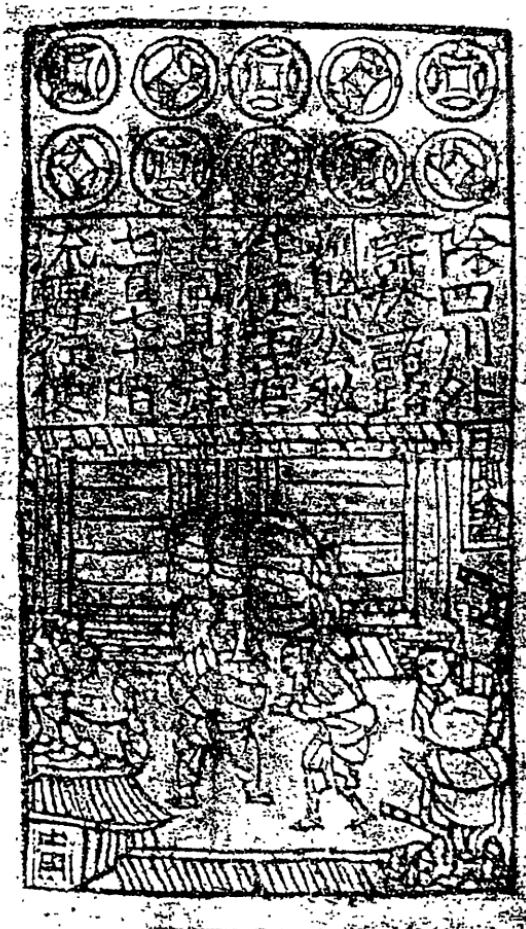
「北宋期の交子（錢引）」と「南宋期の会子」を別に掲載しておくので参考にして頂きたい。

まず、「北宋期の交子（錢引）」について解説しよう。素材として用いられている「用紙」であるが、これは「楮こうぞ」が用いられている。このことから、一

宋代の紙幣(軍司)

般民衆の間では「紙幣」のことを「楮幣」<sup>ちよへい</sup>とも称した。

この「楮の用紙」に、家屋や人物等の文様が印刷され、表面・裏面には「發行元」の「押印」がある。また、「貴錢數 (すなわち “額面”)<sup>(26)</sup>」が「肉筆」にて記入され、朱墨が間錯している。



「北宋・交子」 (171×95 mm)

(出所) 中国人民銀行『歴代中国貨幣』新華出版社, 1982年, 51ページ



「南宋・会子」 (185×124 mm)

(出所) 中国人民銀行『歴代中国貨幣』新華出版社, 1982年, 51ページ

ここで、宋代の「紙幣」の印刷制度についても述べておこう。  
「紙幣」の発行が「官營」に移行した後、神宗の頃から「交子務（のちに錢引務）」が、「交子（錢引）」の印刷・発行を担当した。

### 宋代の紙幣(軍司)

神宗の元豐元年（1078年）当時の制度下では、「交子務」の職員は、以下のように、その職務を分担していた。すなわち、監官2名、掌典10名、鑄匠6名、貼書69名、印匠81名、彫匠6名、雜役12名以上合計186名であった。

一方、印刷に必要な「用紙」は、当初、民間に委託して製造していたが、これでは「偽造」の機会を与えることから、神宗の熙寧元年（1068年）に、官設の「用紙製造所」たる「抄紙院」が新設され、「交子印刷用紙」は、ここで一括して製造することとなった。

「紙幣」の増発とともに、「発行機関」の職員も増員されたが、基本的な「券制度」は、南宋末期まで変更を受けなかった。

さて、宋代における「紙幣の偽造」についてであるが、「紙幣」の偽造は、「銅錢」のそれより容易であり、また、材料も安価で、その入手も簡単であった為に、「鑄貨」よりも多く行なわれたと考えるべきであろう。

実際に、南宋期には、「紙幣」の偽造が頻繁に起こった。「紙幣」の偽造は、<sup>(28)</sup>「四川の交子」から、すでにはじまっていた。<sup>(29)</sup>

これらの「偽造者」に対して、宋政府は厳罰を以て臨んだ。「四川交子」の場合、「偽造者」は「徒罪」であったが、南宋期には「死刑」が適用されたのである。他方、「偽造告發者」に対する恩賞も非常に大きいものであったといわれる。<sup>(30)</sup>

## 5 宋代の紙幣の発行と流通事情

これまでに述べてきたように、「交子」の発行が、1023年に「官営」に移行した。

翌年2月より1ヶ年間に発行された「交子」は125万6340貫文にも及び、以後、この発行高が「毎界」発行額の「定額」となった。<sup>(31)</sup>

「官営」移行直後は「交子」発行に際し、36万貫の鉄錢が、その「兌換準備金」として用意されたという。<sup>(32)</sup>そして、実際には、その4～8倍もの「交子」が発行されていたようである。<sup>(33)</sup>

「官営」に移行されたことで「交子」は、政府発行の「兌換紙幣」に移行したのである。

「交子」は、その発行に当り「流通期限」が定められ、これを「界」と称した。「流通期限」は、当初は3年であったが、のちには、短縮もしくは延長もされた。

第八代皇帝・徽宗(きそう)（在位1100～1125年）の崇寧元年（1102年）より「交子」は、大幅に増発されるようになり、大觀元年（1107年）には、ついに「一界」<sup>(34)</sup>の発行高が、2694万2006貫文にも達したといわれる。

なぜ、このように「交子」は大幅に増発されたのであろうか。

その原因は、当時、頻繁に繰り返されていた西夏の宋領土内侵入にあった。たびたび来襲する西夏軍を撃退する為に、宋政府は、巨額の防衛費を必要としたのである。

先に述べた大觀元年の「紙幣」増発に際しては、「交子」の呼称を改め、「錢引」とし、<sup>(35)</sup>「新錢引」1に対して「旧交子」4という交換比率が定められた。

これに加えて、大觀年間からは「兌換準備金」を備えず「錢引」を発行するようになり、さらに兌換も停止された為に、宋政府発行の「紙幣」は、ここにいたって「不換紙幣」に変化した。<sup>(36)</sup>

前述のような「交子・錢引」の濫発の結果、これらの「価値」は、大幅に下落し、「錢引」一貫文（一千文）が、鉄錢十数文としか交換されなくなったこともあったといわれる。

さて、北宋期に陝西・河東地域で「交子・錢引」が、前後4回行われたことは、すでに述べた。この地域に頻繁に侵入する西夏を駆逐する為の「防衛費」をまかなう必要があったのである。この地域における「交子・錢引」の発行の「第4回目」は、徽宗の在位中のことであるが、四川と陝西とを区別せずに「四川交子」を流通させようとした為に「交子」が濫発され、無統制なインフレーションを引き起こすこととなった。これを反省した宋政府は、大觀三年（1109年）からは、デフレーション政策を探った。この年に発行された「第四十四界錢引」からは、その印刷・発行数が、「交子」を「官営」発行に切りか

## 宋代の紙幣(軍司)

えた天聖元年の「発行定数（125万6340貫文）」にもどされた。<sup>(38)</sup>

以後、徽宗・欽宗の在位十六年間は、この状態が維持されたようである。

1126年から1127年にかけて、北方より金軍が南下し、徽宗・欽宗を連れ去った。（「靖康の変」）

この結果、北宋は滅亡するが、宋の一族は揚子江の南まで逃げ、のちに臨安（現在の杭州）を国都とした。1127年から1279年までを南宋という。

南宋第一代皇帝・高宗（在位・1127～1162年）は、どうにか宋の命脈を維持し、通貨制度面にも、その影響があらわれた。

高宗の治世中は、「四川の錢引」が再度濫発されるようになった。<sup>(39)</sup>

しかしながら、南宋第二代皇帝・孝宗（在位・1162～1189年）は、南宋歴代皇帝の中で、最も賢明な人物であった為、「紙幣」の発行に対しても慎重で、これらの濫発は極力回避されたのであった。

孝宗の治世27年間以外は、ほとんどの皇帝のもとで「紙幣」は濫発された。

南宋第五代皇帝・理宗（在位・1224～1264年）の寶祐二年（1254年）には、「錢引」が、その濫発の為に、その価値を急激に下落させた為、今度は「銀会子」と称する「高額紙幣」が発行された。「銀会子」一の交換価値は、「第一料錢引」百に相当した。<sup>(40)</sup> 理宗の治世末期には、三種の「錢引」が行使されていたが、各々は、もはや「何界」とは言わず、「第一料・第二料・第三料」と区別され、<sup>(41)</sup> その交換比率は、「第三料」五は「第一料」一に相当した。「銀会子」は、その名の示す通り「銀」を「兌換本錢」としたものであったが、実際は「不換紙幣」であったという。

この「銀会子」も濫発され、寶祐二年から同四年正月に至る約2年間に2800万8670貫ほど印刷されたとされ、これを「錢引第一料」の「值」で換算すると28億1086万7000貫に相当したという。<sup>(42)</sup> 「銀会子」の、こうした濫発は、当然の結果として、深刻なインフレーションをもたらした。

さて、前にも述べたが、南宋では、「紙幣」が、「通用地域」を限定され、大量に行使されたが、このように「紙幣」が全国的に流通することになった原因についてみておきたい。

南宋は、北宋期に比べ、領土は半減したが、ひきつづき北宋のような「中央集権的官僚国家」を維持しようとしていた。北宋を亡ぼし、南宋を攻略しようとしていた金との間には、1141年（紹興11年）に「講和条約」が締結され、その後約20年間は、平和な時代が続いたが、南宋は「傭兵制度」を採用していた関係から、「防衛費」が国家財政の中で占める割合が非常に大きいものであった。王邁（南宋の寧宗・理宗の頃の人）の「臘軒集・卷一・乙未館職策」には、「平和時でさえ、南宋における防衛費は、國家の財政支出の5～6割に達していた」と述べられている。南宋期には増税が繰り返されるが、平和な時でさえ、<sup>(43)</sup> 民衆が負担した税金は、北宋期の数倍に達したといわれる。

このように、莫大な防衛費をまかなう為には、「低コスト」で「高い価値」を生む「紙幣」の発行が必要であったのである。

南宋期に、「紙幣」が大量に発行された原因は、なにもこれだけではない。

南宋期に入ってから、急激に「銅の産出量」<sup>(44)</sup> が減少し、さらに、北宋期とは比較にならないほど大量の銅錢が、海外に流出し、これにより「正貨」である銅錢が不足したのである。<sup>(45)</sup>

以上述べてきたことから理解できると思うが、南宋期の「紙幣」は、そのほとんどが、「防衛費」の捻出の必要から発行されたもので、北宋期の「四川交子」が「鉄錢携帯による不便の打開」という純然たる「経済的便宜」から派生したのとは大きな相違があるのである。

次に、宋代における「紙幣」の「流通範囲」についてであるが、北宋期の「紙幣」は、その「流通範囲」も狭く、「地域的な通貨」であったが、南宋期に入ると、「全国的」に行使され、非常に複雑化したのであった。<sup>(46)</sup>

以下に、南宋期の「紙幣」の「流通地域」について列挙しておこう。

## ①「東南会子」の「流通地域」

浙東路、浙西路、江南東路、江南西路、福建路、廣南東路、廣南西路、荆湖南路、

## ②「四川錢引」の「流通地域」

<sup>き</sup>夔州路、潼川路、成都府路、利州東路、利州西路、

## 宋代の紙幣(軍司)

### ③「兩淮交子」の「流通地域」

淮南東路, 淮南西路,

### ④「湖北会子」の「流通地域」

荆湖北路, 京西路,

### ⑤「関外銀会子」の「流通地域」

利州西路, 利州東路,

### ⑥「鉄錢会子」の「流通地域」

利州東路,

以上のように、南宋期には、多種類の「紙幣」が大量に発行、行使されたが、「正貨」たる銅錢が不足していた為、民衆は、しだいにこれを信用しなくなり、「紙幣」濫発による、その「価値」の下落により、民衆は、これを所持したがらなくなり、できるだけ早く「現錢化」するか、物にかえるようになった。

ここに至って、「紙幣」は、いかに「法」によって、その通用を「強制」しても、その「職能」を維持することが困難となつたのであった。

この結果、新たな「流通・支払手段」として、「銀」の登場をみるとことなる。

「銀」は、古くから中国において「秤量貨幣」として用いられていたが、これは「大口取引」に限定され、一般には行使されていなかった。しかし、宋代初期より一般化する傾向があらわれ、南宋以後、各種「紙幣」が濫発され、インフレーションが深刻化すると、一般民衆の間にも「銀」の使用が定着した。

その後、「銀」の使用は、元・明・清と発展し、やがて「銀本位制」の成立につながるのである。

## 6 むすびに

以上のように「世界最初の紙幣」は、中国の宋代に「四川地域」に誕生し、「官営化」をへて、多くの種類が大量に発行・行使されたのであった。

こうした宋代の「紙幣」の流通を支えた要因は、いったい何であったのであ

ろうか。

まず、第一の要因として考えられることは、何といっても、宋王朝が、強力な「中央集権的官僚制度」を確立していたことである。もちろん、「北方」からの侵攻を、たびたび受け、南宋では、国土が半減したが、その治世は約320年間という長期に及んだ。「科挙」の改革による皇帝を頂点とする官僚制度の確立と、軍隊の皇帝直属化を背景として、「中央集権的独裁体制」が完成し、統一的貨幣制度確立の必要条件が成立したのである。

宋代には、各種の「不換紙幣」が濫発されたが、何の裏づけも持たない、無価値な、ただの「紙片」が、宋代社会において、その価値を下落させながらも、長期にわたって行使されていたことは、宋政府の持っていた強力な「強制通用力」の存在を示している。

次に、「紙幣」の流通を支えた第二の要因として、宋代の経済の発達があげられる。

宋代にあっては、前述のような強力な「中央集権的官僚制度」の確立を背景に、約320年間にわたって、政治的・社会的な安定が、もたらされた。この結果、農業・工業が発達し、それらの生産力は増大した。これにあわせて商業も発展を遂げ、貨幣需要が増大した。北宋期には、中国の歴代王朝中、最も大量の銅錢が鋳造された。しかし、「本位貨幣」たる銅錢も、激しい「海外流出」と、銅資源の枯渇による鋳錢量の減少の為、南宋期には、銭貨の絶対的な流通量が不足し、「紙幣」発行による通貨の「量的確保」を行なわざるをえなかつたのである。

さらに、第三の要因は、頻繁に侵入する「北方民族」を駆逐する為の「防衛費」捻出の必要性であった。

こうして、発行の際に、素材の制約を受けない「紙幣」が、大量に発行され、南宋期には、これが全国的に行使されたのであった。

中国の歴史は、「王朝の興亡史」である。

それらの「興亡」の過程は、一概には言えないが、多くの場合、「財政破綻」によって国内の社会・経済が「混乱」し、これが、国内における反乱もしくは、

## 宋代の紙幣(軍司)

「外敵の侵入」を招き、滅亡に至っている。視点を変えれば、「自滅」によって「滅亡」したといえるのである。

人間が「欲望」を持っているからこそ、文明・文化が、今日のように高度に発展を遂げた。しかし、「欲望」を持つ為に、地球上に戦乱と悪徳が絶えることがない。

「欲望」を無制限に追求することは、必ず、「破滅」をもたらす。放置すれば無制限に拡大していくとする「欲望」を、いかに「抑制」し、「方向づけ」をするか、非常に困難なテーマである。「破滅・滅亡」を回避する為には、理性による「欲望」の制御が不可欠であるということを、「歴史」は我々に教えている。

## 注

- (1) 「紙幣」とは、一般には「国家が、その法的強制力にささえられて発行し、供給する『紙』で作られた貨幣（政府発行紙幣）と不換銀行券の総称」である。  
広義には、素材が『紙』である貨幣すべてを指し、小切手、手形などを含む場合がある。ここでいう「公的紙幣」は、狭義の解釈、すなわち「政府発行紙幣」のみを意味する。以上、東洋経済新報社『体系・金融大辞典』1985年、78~81ページを参考とした。
- (2) 「信用」とは、「給付に対する反対給付の一定期間の延期を求める」とある。  
相手の意志と能力に対する信頼の上に成立する為に、この名がある。信用関係を基礎として発行され、通用する貨幣を「信用貨幣」という。厳密な意味では貨幣の「代用物」を指す。商品流通の上で、「商業信用」に基づいて発行される「商業手形」は、その最初のものである。  
「銀行信用」が「商業信用」に代わる段階で生成される兌換銀行券および預金通貨は、より発展した形の「信用貨幣」といえる。ここでいう「信用取引手段」とは、信用によって使用され、後日、債務が履行されるべきことを信認して授受される証券で、額面価格が素材価値より高いものをいう。
- (3) 東洋経済新報社『体系・金融大辞典』1985年、243ページ
- (4) 仁井田陞『唐・宋法律文書の研究』東方文化学院1937年、「第9章“手形”第1節・総説」に「ヨーロッパにおける為替手形・約束手形の出現」について述べられている。
- (5) 穂積文雄『支那貨幣考・軟貨考』京都印書館1944年、54ページ
- (6) 曽我部静雄『紙幣発達史』印刷庁1951年、7ページ

- (7) 河原由郎『宋代社会経済史研究』勁草書房1980年, 17ページ
- (8) 同上書17ページ
- (9) 高垣寅次郎『貨幣の職能』同文館1928年, 71~73ページ
- (10) 異民族の中国辺境への侵入に備え, 唐王朝が, 辺境に設置した「募兵集団」の司令官を「節度使」という。「河西節度使」にはじまり, 唐の第六代皇帝・玄宗の頃には10の「節度使」が設置された。「安史の乱」以降は, 国内にも設置され, 兵権・民政権・財政権を握った。「藩鎮」とも呼ばれ, のちには, その数が40~50にも及び, やがて, これらの多くが独立的な「地方軍閥」へと成長した。
- (11) 隋代には「選舉」と呼ばれた。官吏を「選択推舉」することを意味する。
- (12) 海上貿易事務担当の官庁で, 8世紀前半(唐の第六代皇帝・玄宗の頃)に広州に設置されたのが, そのはじまりである。
- (13) イスラム商人のことを示す。9世紀以降, 頻繁に中国に来航。
- (14) モンゴル系の「遊牧狩猟民」をいう。  
「キタイ (kitai)・キタン (kitan)」の名で呼ばれ, 中国で「契丹」と記した。
- (15) タングート族が寧夏(現在の銀川)を中心に建国した国, 中国で「西夏」と記した。
- (16) 趙匡胤(初代皇帝・太祖)による建国から欽宗(第九代皇帝)までの時代(960~1127)を「北宋」という。「中央集権的官僚国家」を確立したが, 北方民族の遼(契丹)・西夏・金などの圧迫を受け, 財政的には苦しい時代であった。「靖康の変」で金に滅ぼされる。その後, 臨安(現在の杭州)を国都とし, 北宋時代の諸制度を受け継ぎ国を再建した。国都を南の臨安に移してから, 元のフビライ=ハンに滅ぼされるまでの時代(1127~1279年)を「南宋」という。
- (17) 曾我部静雄『日宋金貨幣交流史』寶文館1949年, 46~47ページに「神宗時代の銅・鉄両錢の鋳造状況」について述べられている。
- (18) 妹尾守雄「宋錢とわが中世経済」国士館大学「大学院紀要・第2号」1982年, 128ページに「宋錢の流布範囲」について述べられている。
- (19) 曾我部, 前掲書(注(6))14ページに「交子の額面が一定化された時期」について記述がある。それによると「真宗治世下の大中祥符四年(1011年)に, 交子の額面が一定化された」こととなる。
- (20) 同上書8ページに, このようにある。曾我部博士は「前漢書卷九十三鄧通傳」に「前漢の第五代皇帝・文帝(在位・紀元前180~57年)の寵臣であった鄧通が, 文帝より四川の嚴道の銅山を貰い, 銅錢を鋳た」という記事がみえる以降, 四川の地に銅を産することは, 史上には, あまり現れないとしている。
- (21) 同上書7ページに, 「宋の高承の事物紀原卷十」の中に, 「公孫述は銅錢を廃し, 鉄官を置いて鉄錢を鋳る。則ち鉄を以て錢となすは, 公孫述が蜀に拠れるより始まる。」とあって, これを根拠としている。

## 宋代の紙幣(軍司)

- (22) 同上書10～12ページに、「銅錢と鉄錢の交換比率」について述べられている。それによると、「宋の太祖即位後十一年目の紀元970年（開寶3年）には、銅錢一対鉄錢十の割合であった」ということが、馬端臨の「文献通考銭幣考、統資治通鑑長編卷二十三」の「太平興國七年八月の戊寅の条」にあるとされている。
- (23) 同上書10～12ページに、「一対十の交換率、及び使用比率は、銅錢・鉄錢の素材である銅及び鉄の価格が一対十であり、また、その鋳造量も一対十であれば、変動なく維持されるのであろうが、これ等に大なる差が生じてくると公定比率と闇の比率の二本建てとなることは免れず、当時の四川においては、二本建てとなつており、闇の比価が銅錢一対鉄錢十四であった」ということが、「統資治通鑑長編卷二十三」をもとにして述べられている。曾我部博士によると、「交換比率は、最大で銅錢一対鉄錢二十（第六代宋皇帝・神宗・在位1067～1085年当時）にまで拡大した。」という。
- (24) 同上書9ページに、日野開三郎氏が、「歴史学研究卷六」に掲載した「北宋時代に於ける銅鉄錢の鋳造額に就いて」で発表した研究成果をもとに、「北宋期の四川における鉄錢の鋳造高」について述べられている。
- (25) 同上書3～81ページ
- (26) 北宋期の「交子」の額面種類は、以下のとおりである。

大中祥符四年（1011年）

一貫文 1種類

天聖元年（1023年）

一貫文から十貫文 10種類

宝元二年（1039年）

十貫文・五貫文 2種類

熙寧元年（1068年）

一貫文・五百文 2種類

- (27) 曾我部、前掲書（注(6)）68～70ページ

- (28) 穂積、前掲書（注(5)）130～158ページに、「宋代の紙幣の偽造」についてある。

- (29) 曾我部、前掲書（注(6)）71ページ

- (30) 同上書75ページ

- (31) 同上書15ページ

- (32) 同上書16ページ

- (33) 同上書16ページ

- (34) 同上書17ページ

- (35) 同上書16～17ページ

- (36) 同上書16～17ページ

- (37) 同上書17ページ

- (38) 同上書25ページ
- (39) 同上書25ページに「南宋四川における銭引の濫発状況」が「蜀中廣記」にある「費者の銭幣譜」を根拠に述べられている。
- (40) 同上書31ページ
- (41) 同上書31ページ
- (42) 同上書31~32ページ
- (43) 宮崎市定『宋と元』中央公論社1983年、313ページに「南宋期の財政事情」について述べられている。
- (44) 曾我部、前掲書（注(17)）41ページには「北宋時代の銅錢鑄造額」が、同54ページには「南宋時代の銅錢鑄造額」が述べられているが、両者を比較すると、南宋期の「銅錢鑄造量」は、年間10萬貫文前後で、北宋の「最盛期」と比較すると、約50分の1にまで低下している。南宋は、北宋に比べ、領土は半減したが、「產銅地」は、そのほとんどを失っていなかった。それにもかかわらず「銅錢鑄造量」が減少したことは、各銅山における銅鉱石が枯渇したと判断するべきである。
- (45) 妹尾、前掲書（注(18)）140ページに、「わが中世における宋錢の流入状況」について述べられている。それによると、「仁治3年（1242年）、わが渡宋船が帰国したとき、その1回の航海で持ち帰った銅錢は10万貫文（これは南宋の場合、1箇年分の鑄造額に相当する）であった」とされ、「宋錢の海外流出」の深刻さが理解できる。  
宋錢を欲した国は、ひとり我国だけではなかったから、宋国内における錢貨不足は十分に説明できる。
- (46) 曾我部、前掲書（注(6)）76ページ
- (47) 同上書80ページ